

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1705号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（規則第6-1186号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
第1条 （略） <p>（教育職給料表（三））</p> 第2条 一般職の職員の給与に関する条例別表第3ロの備考(1)の人事委員会規則で定めるものは、中学校及び幼稚園に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師とする。	第1条 （略） <p>（教育職給料表（一））</p> 第2条 <u>教育職給料表（一）は、県立看護大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び実習助手に適用する。</u> <p>（教育職給料表（三））</p> 第3条 一般職の職員の給与に関する条例別表第3ハの備考(1)の人事委員会規則で定めるものは、中学校及び幼稚園に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師とする。
第3条 （略）	第4条 （略）
第4条 （略）	第5条 （略）
第5条 （略）	第6条 （略）
第6条 （略）	第7条 （略）
第7条 （略）	第8条 （略）
第8条 （略）	第9条 （略）

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。